

令和5年（2023年）

第2回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和5年（2023年）2月16日 開催

大阪狭山市教育委員会

第2回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和5年(2023年)2月16日(木)

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員(5名)

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理人
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山田 裕洋	教育部長
寺下 憲志	教育監
山本 泰士	こども政策部長
浜口 亮	教育部次長兼教育総務グループ課長
塚本 浩二	こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
酒谷由紀子	学校教育グループ課長
高橋 伸幸	社会教育グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長

書記

安達奈津芽	教育総務グループ主幹
山田 修平	教育総務グループ主任

議事日程

開会

教育長報告

議事

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第11号 | 新幼保連携推進計画素案について |
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 令和 5 年度大阪狭山市保育教育指針について |
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 第 2 期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）のパブリックコメントについて |
| 日程第 4 | 報告第 4号 | 大阪狭山市子ども・子育て協議会条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 報告第 5号 | 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 報告第 6号 | 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 報告第 7号 | 令和 4 年度（2022年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第15号教育委員会関係） |
| 日程第 8 | 報告第 8号 | 令和 5 年度（2023年度）大阪狭山市一般会計予算（教育委員会関係） |

閉会

各グループの報告事項

教育長（竹谷好弘）

それでは、改めまして、おはようございます。
ただいまより令和5年第2回の教育委員会定例会を開会いたします。

出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議事録の署名委員は、会議規則によりまして、田川委員、河合委員を指名いたします。

まず、教育長の活動報告をお願いいたします。一覧表にしております。

前回の教育委員会議、1月26日、現場視察のほうをいたしました。東幼稚園、東小学校教育現場、それと学校給食の状況についても確認をいたしました。ありがとうございました。

1月30日、大阪府都市教育委員会連絡協議会の研修ということで、オンライン開催でございました。当日ご視聴できなかった方は、オンデマンド配信というのがございますので、またよろしくをお願いします。

2月3日、まるごとパックを視察いたしました。第三中学校教育活動の状況を確認いたしました。

2月6日、市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議ということで、大阪府教育庁で説明を聞いてまいりました。令和5年度教育施策の方針等についての説明を受けてまいりました。

2月9日、部落解放同盟政策懇談会ということで、3年ぶりの対面の開催で、人権施策、方向性について団体と確認をしてまいりました。

その他各種会議等に参加をしております。

報告は以上です。

よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども、議事に移りたいと思います。

本日の議案ですが、日程第1、議案第1号、

大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部長（山田裕洋）

それでは、日程第1、議案第1号、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

本件につきましては、昨年12月の令和4年第12回大阪狭山市教育委員会定例会議におきましてご承認いただきました大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針素案をもって、令和4年12月26日から令和5年1月20日までパブリックコメントを実施し、8名の市民の皆様から合計17件のご意見がございました。

まずはいただきましたご意見とそれに対する回答につきまして、お手元にお配りしております資料1、基本方針（素案）の冊子と、資料2のパブリックコメントで提出されたご意見及び教育委員会の考え方を基にご報告させていただきます。

まず、資料2のほうをご覧ください。

ご意見の1番から3番につきましては、幼稚園の再編・統合に関するもので、1番は、校区変更や通園バスの運行を考慮して、道路幅の拡張を並行して進めることも必要ではないかというものでございました。

施設の配置につきましては、資料1、方針の素案、9ページの幼稚園に対する対策にも記載しておりますとおり、既存の認定こども園や保育所等も含めた地域間での立地のバランスや、周辺の交通、道路事情や駐車・駐輪スペースなどを考慮して検討するというふうに回答しております。

2番は、再編・統合の方向には反対で、少人

数のよさを発揮した教育、公立のよさをアピールするなど、まだまだできることがあるのではないかというご意見でございますが、本方針では、今後も公立園のよさや果たすべき役割も踏まえ引き続き公立園として幼稚園を維持していくことを定め、幼稚園の適正規模につきましては、1学級当たりの園児数だけではなく、複数学級での運営が望ましいと考えており、再編・統合に当たっては新たなサービスの検討も行い、これまで以上に魅力のある幼稚園運営に努めていくというふうに回答しております。

3番は、幼稚園を統合するのであれば送迎バスや給食の導入も実現すべきというご意見ですが、本方針では、再編・統合に当たっては、送迎バスの導入や預かり保育の充実、給食の実施など、新しいサービスの検討も行われていくこととしている旨、回答しております。

次に、4番はこども園に対する対策についてのご意見で、現在のこども園の駐車スペースはとて狭いため安全な登園環境の整備を望むということ、また、まちの魅力につながるよう保育定員の拡充をすべきというものでございました。

ご意見のとおり、安全な登園環境の整備については重要であることから、今後、施設の統合を進めるときには適切な駐車スペースの確保に努めていくこと、また、保育定員の拡充については、令和5年4月1日から定員100人の（仮称）夢の実保育園が開園予定である旨、回答しております。

次に、5番は古い校舎の建て替えを望むというご意見でございます。

本市の学校施設におきましては老朽化が進行しており、早期に対応する必要がある学校もございますが、校舎の建て替えについては、適正規模・適正配置を図っていく中で優先順位づけを行い、その時期等も見据えながら、できるだ

け速やかかつ着実に進めてまいりたいというふうに回答しております。

資料2の2枚目のほうをお願いいたします。

6番は、教育環境を考慮して住宅を購入しているため、通学区域の見直しではなく、通学区域の弾力化をしていただきたい、また、7番は、東小学校区の通学区域について、金剛1丁目の児童は東小学校に行くより第七小学校に行くほうがよいのではないかというもので、通学区域の見直しに関するご意見でございました。

まず、6番のご意見に対しましては、現在の通学区域を維持したままでは適正規模の観点から課題を解決できない可能性もあるため、本方針では、必要な対策として通学区域の見直しや通学区域の弾力化といった手法をお示ししており、学校規模の適正化はあくまでも児童・生徒の教育環境の改善の観点を中心に据え、具体的な取組につきましては、地域の実情に応じ、保護者や地域住民の方々と共通理解を図りながら検討を進めてまいりますと回答しております。

また、7番のご意見に対しましては、現在の通学区域はそれぞれの地域のまちづくりの経緯などを基に歴史的に育まれてきたものですが、子供たちにとってよりよい教育環境の実現に向けた適正規模・適正配置の取組においては、ご意見のとおり通学区域の見直しも検討する必要があり、小学校区と中学校区の一体的な見直しも想定の上、検討を進めてまいりますと回答しております。

次に、8番と9番のご意見は、まずは大規模校となっている東小学校、狭山中学校から取り組むべきというご意見でございました。

東小学校と狭山中学校は大規模化が進んでおり、東小学校については喫緊の対応として校舎の増築を進めており、学校規模の適正化を図る上においては、建て替えなど根本的な改善も必要であるとの認識の下、検討を進めていくこと、

また、実際に通学区域を見直す際には、保護者や地域住民の方々などのご理解、ご協力の下、決定していくこととなりますが、子供たちにとって安全でよりよい教育・保育環境をつくる視点を第一に検討を進めてまいりますと回答しております。

10番から次のページの13番までは、小中一貫校・義務教育学校についてのご意見で、まず10番は、導入に当たっては時間をかけて審議すべき問題であり、適正規模・適正配置に乗じて提案する内容ではないのかというご意見でした。

まず、本市におきましては、これまでも、幼稚園、こども園等と小学校、小学校と中学校におきまして、連続的な学びを推進していくための連携した取組を進めており、引き続き充実させていきたい旨、回答しております。小中一貫校・義務教育学校につきましては、国におきましてもその導入や推進の考え方が示されており、大阪府内でも令和3年度末時点で17市町村の137中学校区で実施されていること、本方針におきましても適正規模化を図るための手法の一つとして提示しておりますが、導入する場合には、9年間を通した学びの場を子供たちに提供していく上でどのような枠組みが望ましいかにつきまして、先進事例なども参考としながら検討してまいりたいと回答しております。

3枚目の11番から13番につきましては、小中一貫校・義務教育学校について、狭山中学校区の学校をそれぞれ小中一貫校としてはどうか、また、将来的に市内の小中学校を全て小中一貫校にして先進的な教育を進め、大阪狭山市を文教都市としてアピールしてはどうかといったご意見でございました。

これらに対しましては、小中一貫校を運営していくことについては、敷地や建物の条件の整理や教員配置、将来の児童・生徒数の見込み等を見据えるとともに、学校ごとに特色ある学校

づくりを進めることも重要であると考えており、本市の抱える課題を解決し、教育環境をよりよくしていく手法の一つとして検討を進めてまいりたいと回答しております。

14番は、南第一小学校、南第三小学校の再編・統合についてのご意見で、この2校は隣接しており、通学区域もそれほど広範囲ではないため、すぐにでも統合を実施すべきではないかというものでございました。

南第一小学校と南第三小学校については、将来的には全学年で単学級となる見込みとなっておりますが、学校は地域コミュニティーの核であり、統合する場合には、保護者や地域住民の方々と調整の上、実施時期も考慮する必要があるため、学校運営上の課題を精査し、丁寧な情報発信に努めながら取り組んでまいりますと回答しております。

15番、16番は小規模校のメリット・デメリットについて、少人数のほうが関係性が深くなり、育ち合うのではないかと、小規模校はメリットも多くあるため、子供たちの成長を一番に置いて、もう少し時間をかけて考察する必要があるのではないかとのご意見でございました。

これらに対しましては、学校規模が小さい場合、大きい場合、それぞれにメリットとデメリットがあると考えており、今後はそれぞれのメリットを生かしつつ、一方で、デメリットが大きくならないよう学校規模の適正化に取り組んでまいりますと回答しております。

最後の17番は方針全体を通してのご意見ですが、本市の小中学校では小規模化と大規模化が同時進行し、教育環境等の不均衡が常態化しているということを強く認識すべきというものでございました。

これに対しましては、教育環境等の不均衡が常態化しないよう、地域事情等も十分に考慮し、優先順位づけを行いながら、できるだけ速やか

かつ着実に、よりよい教育環境の実現に努めてまいりますというふうに回答しております。

パブリックコメントの結果につきましては以上でございますが、今回いただきましたご意見につきましては、全て本方針に掲げております取組施策や手法に対する要望、ご意見等であり、いずれも12月の定例会議でご承認いただきました素案の修正には至らないというふうに判断させていただいております。

それでは、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定につきまして、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまのパブリックコメントの回答等についての説明がありましたが、方針策定ということにつきましての議案でございます。ご意見、ご質問等お聞きしたいと思います。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

もう修正がないということですので聞き流していただいてもいい意見なのかもしれないんですが、20ページの学校規模によるメリット・デメリットの表、12月にも拝見させていただいてはいたんですが、これ文部科学省そのままの文言を使っておられまして、平成20年の資料なんです。やはり時代的にかなり前のものであるということで、当時、文部科学省もこういう文言を使っていたんだろうなと思うんですが、それを基に作成しているのであれば若干文言は変えてもいいのではないだろうかということを改めて思ってしまったので、意見として述べさせていただけたらというふうに思います。

例えばメリットで、目が届きやすいという表現がありますが、行政から出される文書として、そういう身体表現のところの文言というのはできるだけ別の言葉に置き換えたほうがいいんだ

ろうなということも1つ思ったことと、規模が小さい場合の生活面のデメリットのところ「男女比に極端な偏り」とあるんですが、男女比という言い方そのものがどうなんだろうかと。

もう本当に全てが引用されているので引用どおりだというのはよく分かりますが、資料を基に作成というところで、もう一度、人の目に触れるものとしてご検討いただける余地があるならば、お願いしたいという意見です。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

これについて、事務局、何か対応についての見解はあるでしょうか。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

今、井上委員からご指摘いただいた点でございますが、おっしゃるとおり国の資料を基にということですので、一定こちらのほうで文言修正は可能かというふうには考えております。今、現時点でどのような表現が適切かというところにつきまして、ちょっとお答えはいたしかねるんですけども、改めて検討いたしまして適切な言葉に修正できるように検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

井上委員、よろしいでしょうか。

原文引用ではないということですので、基に作成ということですから、そういう余地はあるというふうな説明だったというふうに捉えました。ですので、その修正については、ちょっと事務局のほうにお任せさせていただきたいということで対応していきたいというふうに思います。

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

いただいたご意見に小規模校のメリットというのが多いというの、私もすごい小規模校にはメリットもあるというのは考えているんです。いただいたご意見の中に大規模校の対策は待たなしやと、これが一番私も思っていることで、大規模校で学習する場所がないというのが一番の問題やと思いますので、回答のほうにも、優先順位づけを行いながらできるだけ速やかかつ着実によい教育環境の実現に努めてまいりますとあるんですけど、そういったところ、どれを優先しなきゃいけないとかというのをしっかり考えて、大規模校の改修、改装をしっかりやっていっていただきたいというのが意見です、私の。

教育長（竹谷好弘）

今のご意見に対して特に回答はよろしいですか。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

パブリックコメントのほうでも回答しております、また、方針の中にも書き込ませていただいているとおり、同時進行しているというような状況の中で、課題解決については本来であれば全て同時にというところが必要なんだろうというところなんですけれども、例えば施設整備を伴うということになったときに、今、市全体で、公共施設の再配置方針というようなところで、他の公共施設も一定そういった形の整備を今進めているというような動きがございます。ですので、教育委員会としては学校施設というところで、連携したところでの整備ということになるんですけれども、その予算的な部分というのは当然裏づけも必要になってございますので、この中で優先順位というところを、方針の中にも、また回答でもさせていただいているのはそういうところがございますので、ただ、そ

の辺十分、どこから手をつけていく、着手していくのかということについてはしっかり検討させていただいて、回答にありますとおり、できるだけ早く取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

そのほか。

山田委員。

教育委員（山田順久）

これ、あくまで基本方針ということなんですけれども、この基本方針を受けて、具体的にどういうタイムスケジュールでどんなふうやっていくのかというのは、どういう形で示していけばいいのかということをちょっと教えていただきたいのと、改革委員会の議論を見ていると、やはりスピーディーにお願いしたいというのが一貫した流れだと思いますので、その辺を受けてどんな形に今後なっていくのか、今現状をお聞かせいただいたらありがたいんですけど。

教育長（竹谷好弘）

山田部長。

教育部長（山田裕洋）

ただいま山田委員からいただいたご意見、ご質問ですけれども、現在、適正規模配置方針を策定して、今後のスケジュールにつきましては、先ほど教育総務次長、課長のほうからもお話ありましたように、公共施設の再配置の方針というものを市全体でも取り組んでおるところでございます、そちらとの整合性も取りながら優先順位のほうを決定していきたいと、また、それに合わせましたロードマップ等の作成も検討してまいりたいと考えております。

今、具体的にここをというところをお示しするには至りませんが、早急に優先順位のほうを考えて進めてまいりたいと思いますので、よろ

しくまたその節にはご意見等いただきたいと思っております。お願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

その他何か。

田川委員。

教育委員（田川宜子）

パブリックコメントの回答と、あと教育委員会としての考え方というのを見せていただいて、統廃合にしても大規模校にしても小規模校にしても、すごいどちらの意見の考え方もよく、親としても分かるし、教育委員会側としてもよく分かるんですけど、誰が受け取る立場なのかというか、これだったら子供がですね、だから大人だけじゃなくて誰がどうなるのかというのをまた考えて、ちょっといろいろこれから話を進めていただけたらいいなと思います。

教育長（竹谷好弘）

今後の進め方のご意見ということで受け取らせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

その他何かご意見等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第1号、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第2号、令和5年度大阪狭山市保育教育指針についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

学校教育グループ課長（酒谷由紀子）

失礼します。

議案第2号、令和5年度大阪狭山市保育教育指針についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

お手元の資料3をご覧ください。

次年度の保育教育指針についても第2期教育振興基本計画を反映した内容となっております。教育振興基本計画に基づき、「学びあい、つながりあい、未来に輝く さやまっ子」の育成を目標とし、「自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子」を目指す子供像に位置づけて取り組んでいくことには変わりはありませんので、今回お示しさせていただいた次年度の保育教育指針におきましてもこの部分の変更はございません。

この目指す子供像に迫るために位置づけましたのは、社会を生き抜く力の育成、一人ひとりを大切にする教育、保育・教育環境の充実、ふるさとさやま学習という4つの観点でございますが、こちらも教育振興基本計画を反映させたものですので、大きな枠組みは変更してありません。

昨年度からの変更点といたしましては、中ほどの取組みの重点以外に、特別重点として新型コロナウイルス感染症に係る乳幼児・児童・生徒の安心・安全の確保と学びの保障をこれまで掲げておりましたが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行することに伴い削除いたしました。

取組みの重点といたしまして、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実を一番上に追加いたしました。理由といたしましては、学習面でこれまで以上にICTを最大限活用した個別最適な学びが重要視されていること、また、特別支援教育の観点からも多様な子供のニーズに応える体制や環境を整えていく必要があることから、一人ひとりというキーワードを強調したものでございます。

その下にあります重点については今年度と同じものとなっております。

一番下のイラストをご覧ください。

今年度と同様に、校種を越えた連携を深め、学びの連続性と一貫性を踏まえた取組の充実を軸として、子供たちがそれぞれの段階で成長していく過程をよりイメージしやすいイラストに変更しました。

学習指導要領において、それぞれの教育の段階で、その終了時まで身に付けておくべき力が何かといった教育課程の枠組みが整理されたことから、幼児教育から義務教育終了後のその先までを通した、見通しを持った取組を進めていくことを表したものです。幼児教育、小学校教育、中学校教育のそれぞれの丸の中には、それらのことを踏まえた文言に整えたところです。

次年度も、学校園・家庭・地域の連携と協働を図りながら、「学びあい、つながりあい、未来に輝く さやまっ子」の育成を進めるとともに、幼小、小中、中高などの学びの連続や接続についても発達段階ごとの特徴を踏まえ、前の学校段階での教育が次の段階へ生かされるよう、取組が充実するために教育委員会としても学校園を支援していきたいというふうに考えております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議につきましてよろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

小さなことなんですけど、ずっと連続した学びの一番最初には保育所・幼稚園・こども園となっているので、真ん中の帯のところは学校園所・家庭・地域の連携・協働と書いてもいいのではないかなというふうには少し思いました。保育所が入っているよということを知りやすくするということではありますけれども、いか

がでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

ご意見です。いかがでしょうか、事務局。担当。

学校教育グループ課長（酒谷由紀子）

中ほどの学校園のところということござ……。

教育委員（井上寿美）

学校園所……

学校教育グループ課長（酒谷由紀子）

所という。

教育委員（井上寿美）

という言い方もあります。

学校教育グループ課長（酒谷由紀子）

教育委員会といたしましては、保育所も、下の段で書かせていただいたとおり、連携を深めたいというふうに思っておりますので、そのとおり、学校園所というふうに加筆・修正させていただきたいと思います。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何か。

山田委員。

教育委員（山田順久）

素朴な疑問なんですけど、一番下のところで、最後、義務教育終了後とあるんですけど、その下は何もないんですけど、これは何か、ちょっとぱっと市民の方が見られて分かりにくいなという気がするんですけど、どんなものなんでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

説明があればというご意見ですかね。

事務局のほう、どうでしょうか。

担当。

学校教育グループ課長（酒谷由紀子）

今回の学習指導要領の中で、はっきりと高等学校の教育のこのカリキュラムを述べられていたので、基本的には高等学校ということも想

定していたんですけれども、当然高等学校以外の進路選択をされるお子さんもいることから、その全体を含めて義務教育終了後の子供のイメージといえますか、成長したイメージということで付け加えたものでございます。なので、高校、もしくはそれ以外の地域との連携も含めてということ、義務教育終了後の姿ということで書かせていただきました。

教育委員（山田順久）

じゃ、ここはあれですよ、義務教育終了後、「学びあい、つながりあい、未来に輝く さやまっ子」に育ってほしいねという、そういうことの認識でいいですね。

教育長（竹谷好弘）

担当。

学校教育グループ課長（酒谷由紀子）

そのとおりでございます。

教育長（竹谷好弘）

山田委員、原案どおりということによろしいでしょうか。

教育委員（山田順久）

特に、はい。

教育長（竹谷好弘）

その他、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかにないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第2号、令和5年度大阪狭山市保育教育指針については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第3号、第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）のパブリックコメントについてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

それでは、日程第3、報告第3号、第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）のパブリックコメントについて、子育て支援グループから着座にてご説明させていただきます。

お手元の資料4をご覧ください。

まず、1番のところ、件名としましては第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（素案）でございまして、大阪大谷大学の地下教授を会長とする大阪狭山市子ども・子育て協議会、市長を会長とする大阪狭山市子ども・子育て本部会議の意見を踏まえまして、2月6日から27日までの間、実施させていただいているものでございます。

2番のところでございます。計画見直しに至る経緯・理由といたしまして、第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）では、令和2年度から令和6年度までの将来人口の推計と子育て支援に関するニーズ調査を踏まえまして、子育て支援サービスの量の見込みを定め、その量に対応すべく確保方を掲載しておりますけれども、計画の中間期に当たります令和4年4月の時点におきまして、内閣府子ども・子育て本部から、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数や、これは主に幼稚園、認定こども園、保育園の部分になりますけれども、また、地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が量の見込みと大きく乖離（10%以上）している場合には、原則として適切な基盤整備を行うための計画の見直しが必要となるとされました。

このため、令和5年及び6年の人口推計の見直しと教育・保育に関する実績と量の見込み及び提供体制の確保方策、地域子ども・子育て支援事業に関する実績と量の見込み及び提供体制

の確保方策に乖離がないかの点検を行い、数値のみの見直しを行ったものでございます。

資料5のほうをお願いします。

まず、2ページのほうになりますけれども、ここで令和2年、3年、4年の各3月31日現在の人口実績を基に再度5年、6年の人口を推計しております。

3ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

こちらでは、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策のうち、3ページのほうでは、幼稚園・認定こども園で保育を必要としない満3歳以上の子供、いわゆる1号認定、教育利用につきまして10%以上の乖離があったため、令和5年度及び6年度の利用者推計と提供体制を見直しております。

4ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

4ページでは、保育所・認定こども園で保育を必要としない満3歳以上の子供（2号認定）と3歳未満の子供（3号認定）について10%以上の乖離があったため、令和5年度及び6年度の利用者推計と提供体制を見直しております。

5ページのほうでございます。

5ページ以降は、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策のところになりますけれども、一時預かり、幼稚園・認定こども園（教育利用）の在園児を対象とした一時預かり事業と、また、それ以外の一時預かり事業につきまして、令和5年度及び6年度の利用者推計と提供体制を見直しております。

6ページのほうでは、ファミリー・サポート・センター事業について、令和5年度及び6年度の利用者推計と提供体制を見直しております。

そして、最後のページになりますけれども、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、それ

と病児病後児保育事業につきましては、当初の推計値を大きく下回っておりますけれども、これらの事業は有事に備えて提供体制を確保する必要があると考えており、計画値は当初のままとしております。

冒頭にご説明させていただきましたように、パブリックコメントは現在実施中でございます。市ホームページをはじめ市内公共施設に配架し、2月27日月曜日までの募集となっております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまのパブリックコメントの説明につきまして何かご意見等ございますでしょうか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

保育事業のところで、待機児童の解消で入所児童の弾力化とあるんですけど、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長（塚本浩二）

保育・教育グループから説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

こちらの弾力化ということなんですけども、通常、保育所の場合は定員がございまして、定員の中で入っていただける枠がある分につきましてはそれで大丈夫なんですけども、それ以上の利用の申込みがあった場合については、120%まで定員を超えて取ることができるというところの分がございまして、それを適用させていただいて定員を超えて取るというところを弾力化という表現でさせていただいております。

以上です。

教育委員（河合洋次）

私の職場でも、育休明けに、別の市なんですけど、保育所が見つからなくて帰ってこれないというお母さんもいて、困っている人が結構いらっしやるので、待機児童解消のためにしっかり取り組んでいていただければなと思いますので。

教育長（竹谷好弘）

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

6ページの子育て短期支援事業のこの辺りの困みのところなんですけど、利用が下回っているけれどもそのままということなので、このことに対しては特に何も意見はないんですが、ちょっとお尋ねしたいな、教えていただきたいなと思ったのが、非常に利用者少ないですよ、病児病後児保育事業なども9人なんだというのがすごく私驚きで、このことに対してどういうふうに分析をしておられて、でもまだ潜在的なニーズはきっとあるし、緊急の場合も対応しなければならぬからということでこのままというふうにご判断されたのか、少し教えていただけたらというふうに思います。

子育ても、私、具体的にどこそこの市でこの数ですということはなかなか頭の中に入っておりませんので言えませんが、病児病後児保育事業の利用などはもっとあるような気がするんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長（塚本浩二）

また保育・教育グループから説明させていただきます。

着座にて失礼します。

病児病後児保育事業ということなんですけども、本市の場合は病児保育というのはやっておりませんで、病後児保育ということで実施させていただいています。病後児保育というのは、例えば発熱とかが一定終わって、インフルエンザとかで、感染症でまだ家に待機しておかないといけないと、その安定期の間、預かっていただけたところということになりますので、まさに今発熱して病氣中であるということにつきまちは病児保育のほうになりますので、ちょっと本市のほうではやっていないということになります。ですので、ある程度その利用というのは限られてきますので、通常の利用としても大体このぐらいの人数ということら辺で推移しているというところでございます。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

どうぞ。

教育委員（井上寿美）

ということは、私がきちっと理解できていなかったんですけど、これ病後児保育事業じゃないんでしょうか。市民の方は誤解されませんか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長（塚本浩二）

こちらのほうは国の事業区分となっておりますので、病児保育と病後児保育、両方入った分が病児病後児保育事業という事業名がついておりますので、この表現にさせていただいているところです。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

はい。

教育委員（井上寿美）

今のご説明だと、両方入っているものが病児

病後児保育事業とおっしゃいませんでしたか。
こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
(塚本浩二)

この事業の中には、病児保育、病後児保育という両方が入った分が、トータルで病児病後児保育事業という国の事業区分となっております。その中で本市がやっているのは病後児保育のほうだけやということで、事業名としては両方の事業名の冠がついているというところで、こちらの表現としてはその事業名を出させていたでいていうところでございます。

教育委員(井上寿美)

ご説明いただいていることはとてもよく分かります。国の事業名がこうだからというので、それは両方入ってなくてもこの事業名を掲げていいということで、違反ではないということですね。確認したいのは、

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
(塚本浩二)

はい。

教育委員(井上寿美)

それを何か市民向けにお伝えするときに、それでいいのでしょうかという意見にはなっております。

教育長(竹谷好弘)

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
(塚本浩二)

確かに、市民の方が見られたら病児保育をやっているというふうに勘違いされる場合もあるかなと思いますので、こちらの区分については、この計画自体がちょっと国にも出す資料でありますので、その部分は、市民向けということで、病後児保育事業という表現に変えさせてもらっても問題なければ、また修正のほうさせていただきます。

教育長(竹谷好弘)

部長。

こども政策部長(山本泰士)

そうですね、先ほど保育・教育グループのほうから説明した内容で、その文言に修正するのか、もしくは追記で説明を別途書かせていただくのか、そちらのほうはこちらのほうで、こども政策のほうで検討させていただきたいと思っております。

以上です。

教育長(竹谷好弘)

じゃ、表記はちょっと修正の可能性があるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに何かご意見等ございませんでしょうか。ないようございませんで、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めませす。

日程第3、報告第3号、第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画中間見直し(素案)のパブリックコメントについては承認されませした。

続きまして、日程第4、報告第4号、大阪狭山市子ども・子育て協議会条例等の一部を改正する条例についてを議題といたしませす。

担当。

子育て支援グループ課長(井上知久)

それでは、日程第4、報告第4号、大阪狭山市子ども・子育て協議会条例等の一部を改正する条例について、子育て支援グループから着座にてご説明させていただきます。

5ページのほうをお願ひしませす。

まず、改正の理由でございませすが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴ひ、各法を引用する各条例において引用条文に変更等が生じたため、所

要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、7ページの新旧対照表をお願いします。

まず、第1条のほうでは、子ども・子育て協議会条例に関しまして、子ども・子育て支援法の条ずれについて改正するものでございます。

次に、第2条のほうでは、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、子ども・子育て支援法第19条の項の削除及び学校教育法第25条の項の追加について改正するものでございます。

少し飛びまして、次に22ページのほうをお願いします。

22ページのほうで、第3条でございますけれども、大阪狭山市幼保連携型認定こども園条例に関して、子ども・子育て支援法第19条の項の削除、その他所要の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和5年4月1日からとさせていただきます。

以上、誠に簡単な説明でございますけれども、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第4、報告第4号、大阪狭山市子ども・子育て協議会条例等の一部を改正する条例については承認されました。

続きまして、日程第5、報告第5号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭

山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

こども政策部次長兼保育・教育グループ課長（塚本浩二）

そうしましたら、報告第5号につきまして、保育・教育グループから説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料といたしましては23ページ以降となります。

まず、改正の理由でございますけれども、児童虐待の防止等を図る観点から、民法において親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定めるなどの措置を講じるため、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が令和4年12月16日に施行されたことに伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定が削除されたことから、同基準を参酌して定める本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますけれども、25ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますけれども、第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものでございます。

次に、第50条の準用規定におきまして、第26条の適用を除くため、「（第26条を除く。）」を加えるものでございます。

26ページをお願いします。

第26条中の読替規定をまた削ることとしております。

次に、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますけども、こちらは14条の懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものでございます。

最後に、施行期日は公布の日からとしております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第5、報告第5号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については承認されました。

続きまして、日程第6、報告第6号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

放課後子ども支援グループ課長（岩間かおり）

それでは、日程第6、報告第6号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例について、放課後子ども支援グループからご説明させていただきます。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

資料は27ページ以降でございます。

改正の理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和4年11月30日及び令和4年12月28日にそれぞれ施行されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、安全計画の策定や自動車を運行する場合の所在の確認、衛生管理等について規定されたことから、同基準を参酌して定める本条例の規定につきまして所要の改正を行うものです。

次に、改正の概要でございますが、新旧対照表を基に説明します。

32ページをご覧ください。

まず、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、第8条の2としまして、利用乳幼児の安全確保に係る安全計画の策定等を、第8条の3としまして、自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認について新たに規定するものでございます。

次に、第11条では、他の社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができるとしております。

次に、第15条としまして、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに定期的な訓練の実施について規定いたします。

次に、35ページ、大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、第7条の2と

して、利用者の安全確保に係る安全計画の策定等を、第7条の3としまして、自動車を運行する場合の利用者の所在確認について新たに規定いたします。

次に、第13条の2では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施すること等を盛り込んだ業務継続計画の策定等について新たに規定いたします。

次に、第14条としまして、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに定期的な訓練の実施について、家庭的保育事業等と同様に規定いたします。

なお、家庭的保育事業等に関して、自動車を運行する場合の所在確認に係る経過措置として、利用乳幼児の見落としを防止する装置、ブザー等の設置が困難な場合、令和6年3月31日までの間はブザー等の設置に代わるその他の措置を講じて所在確認することとしています。

また、放課後児童健全育成事業に関して、安全計画の策定等については令和6年3月31日までの間に行う経過措置を設けています。

施行期日といたしまして、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

田川委員。

教育委員（田川宜子）

すみません。この条例とはちょっと関係なく、ブザー以外、その他の措置って例えばどんなものがあるかというのをちょっと教えてもらえませんか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

放課後子ども支援グループ課長（岩間かおり）

大きな車ではなくてマイクロバスというような目視確認できるようなところを想定しているので、あくまで装置ではなくて人の目で確認をするというようなところを想定しての形……

教育委員（田川宜子）

目視。

放課後子ども支援グループ課長（岩間かおり）

目視です。

教育長（竹谷好弘）

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第6、報告第6号、大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については承認されました。

続きまして、日程第7、報告第7号、令和4年度（2022年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第15号教育委員会関係）を議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは、日程第7、報告第7号、令和4年度（2022年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第15号教育委員会関係）についてご説明させていただきます。

本件につきましては、予算関連所属が複数ございますので、教育総務グループのほうから一括してご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料につきましては38ページから42ページまでとなっております。

まず、39ページをお願いいたします。

繰越明許費補正でございますが、民生費、児童福祉費の出産・子育て応援事業で3,144万7,000円、教育費、小学校費の感染症対策・学習保障支援事業で220万円、中学校費の感染症対策・学習保障支援事業で100万円を繰り越すものでございます。

次に、資料の40ページでございますが、債務負担行為補正で、公民館指定管理料につきまして、令和5年度から令和6年度まで1,249万9,000円、総合体育館施設指定管理料で令和5年度に限度額582万円をそれぞれ設定するものでございます。

引き続き、歳入でございます。

41ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金でございますが、国庫負担金の民生費国庫負担金の児童福祉施設入所費国庫負担金（母子生活支援施設）が入所費の増加等に伴い133万円の増額、子どものための教育・保育給付費国庫負担金が606万円の増額、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金が32万8,000円の減額、教育費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金が623万5,000円の増額、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金が909万3,000円の減額、これらは全て子ども・子育て支援給付事業及び子育てのための施設等利用給付事業に係る利用者の増減等に伴う給付費の確定による予算額の更生でございます。

教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費国庫補助金が160万円の増額でございます。これにつきましては、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業分として予算措置するものでございます。

次に、府支出金でございますが、府負担金の民生費府負担金、児童福祉施設入所費府負担金（母子生活支援施設）が16万5,000円の増額、子どものための教育・保育給付費府負担金が93

万5,000円の増額、子育てのための施設等利用給付費府負担金が16万4,000円の減額、教育費府負担金の子どものための教育・保育給付費府負担金が311万7,000円の増額、子育てのための施設等利用給付費府負担金が454万7,000円の減額、教育費府補助金の施設型給付費等地方単独費用府補助金が77万3,000円増額で、これらは全て先ほどの国庫支出金と同様の理由でございます。

以上、歳入合計で508万3,000円の増額補正となります。

続いて、資料42ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、民生費の児童福祉費、児童福祉総務費の児童福祉管理事業の子育て応援基金積立金が423万2,000円の増額でございます。

児童福祉施設入所事業の児童福祉施設入所費（母子生活支援施設）が66万1,000円、子ども・子育て支援給付事業の施設型給付費が1,925万5,000円、子どものための教育・保育給付費国庫負担金超過交付返還金が45万4,000円、子どものための教育・保育給付費府負担金超過交付返還金が17万3,000円の増額、子育てのための施設等利用給付事業の施設等利用給付費が65万8,000円の減額で、これらにつきましては、先ほどの歳入でご説明いたしました子ども・子育て支援給付事業等の給付費の確定見込みによる予算額の更生等でございます。

次に、教育費の小学校費、小学校管理費の感染症対策・学習保障支援事業の消耗品が220万円、中学校費、中学校管理費の感染症対策・学習保障支援事業の消耗品が100万円のそれぞれ増額。幼稚園費、幼稚園振興費の子ども・子育て支援給付事業の施設型給付費が1,910万2,000円の増額、子育てのための施設等利用給付事業の施設等利用給付費が1,818万6,000円の減額で、これらも先ほどの歳入で説明いたしました理由

と同様でございます。

最後に、社会教育費、公民館費の公民館管理運営事業の公民館施設指定管理料が297万3,000円、保健体育費、総合体育館管理費の総合体育館管理運営事業の総合体育館施設指定管理料が316万3,000円増額でございますが、これらは燃料価格の高騰による光熱水費の上昇分につきましてそれぞれ増額するものでございまして、以上、合わせて歳出につきましては合計3,446万9,000円の増額補正でございます。

以上が補正予算の概要でございますが、ご質問等ございましたら各担当グループのほうから詳細につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第7、報告第7号、令和4年度（2022年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第15号教育委員会関係）については承認されました。

最後、日程第8です。報告第8号、令和5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計予算（教育委員会関係）を議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは、日程第8、報告第8号、令和5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計予算（教育委員会関係）につきましてご説明させていただきます。

資料は43ページでございますが、こちらにつ

きましてはお手元にお配りしております資料6を基にご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

令和5年度の当初予算につきましては、市長選挙を控えた関係で骨格型予算となっており、資料には令和5年度の主要事業及びその内容を列記しておりますので、順番にご説明させていただきます。

まず、出産・子育て応援事業でございます。

こちらにつきましては、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠届出時から乳児家庭全戸訪問までの間、保健師等の専門職による個別面談の実施や、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るもので、教育委員会関係予算といたしましては、経済的支援分として出産応援ギフトの給付費等として4,773万7,000円を計上しております。

資料をめぐっていただきまして、次に子育て情報提供事業でございます。

こちらは、電子母子手帳等の機能充実を図るため新たな子育てアプリを導入するもので、委託料として22万円を計上しております。

次に、生徒指導支援事業でございます。コロナ禍で児童・生徒や保護者からの相談ニーズが高まる中、ヤングケアラー、生理の貧困といった課題をはじめ、多様化する生徒指導事象により丁寧に対応していくため、スクール・ソーシャル・ワーカーの配置をさらに強化するもので、会計年度任用職員報酬など1,232万円を計上しております。

次に、スクール・サポート・スタッフ事業でございます。

こちらは、教員の業務支援を図り、教員が一層児童・生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教員の補助的業務を担うスクール・サポート・スタッフを全校に配置するもので、会

計年度任用職員報酬など676万5,000円を計上しております。

次に、スクリーニングシステム導入事業でございます。

こちらは、学級担任だけではなく、管理職や生徒指導担当、養護教諭等様々な視点から、いじめや虐待等の状況をいち早く把握し、安心して学校生活を送ることができる環境を整備するため、AIを用いたスクリーニングシステムを導入するもので、運用業務の委託料といたしまして103万4,000円を計上しております。

次に、プログラミング教育推進事業でございます。

こちらは、中学生の情報活用能力の育成を図るため、市内全中学校で、GIGAスクール構想で整備した端末を活用し、プログラミング教育を実施するもので、業務委託料といたしまして353万1,000円を計上しております。

めくっていただきまして、次に学校運営協議会事業（コミュニティ・スクール）・地域学校協働活動事業でございます。

学校運営協議会につきまして、新たに南第二小学校、第七小学校及び第三中学校への導入を図り、学校と地域の関係性をより一層深めていくとともに、地域と学校をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員の配置と併せ、地域学校協働活動のさらなる充実を図るもので、学校運営協議会事業分として193万2,000円、地域学校協働活動事業分として528万9,000円、合わせまして722万1,000円を計上しております。

次に、東小学校・北小学校普通教室増築・環境整備事業でございます。

学級編成基準の一律引下げによる段階的な35人学級への移行や、校区内の宅地開発による人口増加に伴い、令和6年度以降、普通教室の不足に対応するため、東小学校及び北小学校の校舎を増築するため、改修工事及び必要な備品の

購入等を行うもので、増築工事費など事業予算といたしまして5億2,003万4,000円を計上しております。

続きまして、文化財保存活用地域計画策定事業でございます。

こちらにつきましては、市内の文化財の保存・活用を進めるため、歴史文化基本構想を基に文化財保存活用地域計画を策定するため、委員報酬など69万3,000円を計上しております。

次に、史料調査事業でございます。

市史編さん所で保管している池守田中家の史料について、その内容を正確に把握し、保存・活用するための調査を行うもので、会計年度任用職員報酬など286万6,000円を計上しております。

最後に、めくっていただきまして、狭山中学校区円卓会議推進事業でございます。

こちらにつきましては、校区内の親睦、交流を図りながら地域住民のコミュニティづくりを進めるため、地域文化祭や地域課題の解決に向けた講演会などを行う事業で、事業予算484万8,000円のうち、教育委員会関係の予算といたしましては、さやりんピック事業分の103万5,000円を計上しております。

主要事業につきましての説明は以上でございますが、資料7といたしまして一般会計の令和4年度と令和5年度の比較を含めた一覧表をお配りさせていただいております。今ご説明させていただきました事業名だけでは分かりにくい部分等もあるかと存じますので、ご質問等ございましたら各担当グループから詳細につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの令和5年度一般会計予算ということで、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

教えていただきたいことが1点ございます。資料6の2ページにあります子育て情報提供事業なんです、電子母子手帳はもう既に導入されているのかいないのかということが1点と、すみません、2点ありますね、もう一点は、どちらでも、導入されているか、これからでもいいんですけども、母子手帳ということなので、母親のみがこのアプリを取得してそこに記録がされていくことになるのかなと思ったりもして、それでいいのかなということと、それから、昔ながらのアナログな母子健康手帳であったとしても、多分それが適切に受け継がれていくというのが難しい状況になる子供もいるとは思いますが、アプリで管理するようになったときに、例えば離婚されて子供が別のお母さんの下で育つとか、何か養子縁組するとか施設に行くとか、そんなときはこの情報をどうやってつないでいくのかなとか、すみません、的外れ、的を射ていないかもしれませんが、ちょっとこのことに関していろいろとお聞きできたらと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

子育て支援グループからお答えさせていただきます。

まず、現状のアプリのほうで電子母子手帳の機能があるかどうかということにつきまして、電子母子手帳の形態とはちょっと言い難いような簡易な形の記録が残せる形にはなっておりますけれども、より専門的なアプリに切り替えさせていただきますというところがまず1つ目でございます。

2番目の、電子母子手帳の母子というところは、母子・父子という言葉が適切であるかとい

うご質問かなというふうに思いますけれども、そういうことでしょうか。

教育委員（井上寿美）

名称もそうですが、そのアプリを母だけが持つのかどうかということも関わってきてお尋ねいたしました。

子育て支援グループ課長（井上知久）

すみません。アプリにつきましては、既存の母子手帳、紙ベースの母子手帳は、あくまでもそれがあつた上で、それを補完するような形でスマホにアプリを入れていただきましたらそういったデータをそこに落として、例えばですけども、母子手帳がない場合であったりとか、何か病院に受診される際にそういう一助になるというようなイメージでのご活用を想定しております。

ご質問に対するお答えとしましては、お父さんもお母さんもアプリに入れていただいて双方で持っていていただくことも可能となっております。

それと、最後のご質問につきましては……。

教育委員（井上寿美）

大丈夫です。紙ベースがあるということが分かったので心配は1つ減りました。全て電子化されるのかなと思つての質問ではございました。

子育て支援グループ課長（井上知久）

データの引き継ぎも可能となっておりますので。

教育委員（井上寿美）

分かりました。

子育て支援グループ課長（井上知久）

以上でございます。よろしいでしょうか。

教育委員（井上寿美）

じゃ続けて、ごめんなさい。今、お答えいただいたので。

教育長（竹谷好弘）

井上委員。

教育委員（井上寿美）

お父さんもお母さんも入れられるのであれば、最初の振出しに戻りますが、電子母子福祉手帳と命名されたほうがいいのかなのとは思いましたが、何かもっと別のネーミングないのかなと思ったりもするところではあります。単なる意見です。これで結構です。

教育長（竹谷好弘）

ご意見ということでよろしいでしょうか。

ほかに何か。

山田委員。

教育委員（山田順久）

スクリーニングシステム導入事業とあるんですけども、説明読ませていただいただけではピンときていないんですけども、どういうものなのか説明をしていただけますか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

学校教育グループ課長（酒谷由紀子）

スクリーニングシステムにつきまして、まず個々の子供たちの状況を把握するという目的で導入するというところを考えております。中身なんですけれども、これまで先生方が紙ベースで情報共有していたような内容を、システムを使うことで入力をし、またAIがそれを判定し、リスクがある子供たちの抽出に役立てるといったところで学校現場で活用していくと、そういうことを考えております。

以上でございます。

教育委員（山田順久）

このAIの判定というのはどういうものなんですか。ちょっと分からない。

教育長（竹谷好弘）

担当。

学校教育グループ課長（酒谷由紀子）

基本的には、リスクがある、ないというところで、これまで今まで判定の会議とかでしていたような内容の前段階として、まずAIのほう

が子供にそういったリスクがあるのではないかとということでリターンが返ってくる、その内容に基づいて先生たちがまずチーム会議ということで小さい会議なんですけれども、当該児童について話し合う、そこでもまたリスクがまだあるというふうに判断した場合は、もう一つ大きなケース会議ということで関係機関も連携することを踏まえたような会議を持っていくということで、少なくとも一番初期の段階で見落としがちな子供さん、児童生徒を見落とさないようにするシステムというふうに考えております。

以上です。

教育委員（山田順久）

私自身の経験で言いますと、学校に勤めさせていただいていたときは、毎朝各学年に行って各学級の子供たちの出席状況はどうかというのを必ず確認していたんです。それで、その子供の家庭の状況はどうかであるとか、例えば病気であったら病気がどうだったとか、そういう確認をしていたのを今思い出しているんですけども、そのためのいろいろ事務の軽減ということであればよく分かるんですけども、AIが判断をして教員等に注意を促してどうのこうのというの、ちょっと理解ができない。上手に活用していただきたいというのが要望です。

教育監（寺下憲志）

子供たちの基礎情報、いうてみたらその家庭の状況であったり、それからあと身体的な状況、成長曲線とかを見ていきますので、そういう基礎情報が入った上で、それに加えて最近の登校状況、それから小学校であれば服が同じ服になっているとか、それから先生に対する発言とか、いろんな項目があるんです。そこにチェックを担当が入れていくと。チェックを入れていった中で、それをAIが判定して、これだけのチェック項目が入っているのであれば、ひょっとしてこの子はリスクがある可能性があるかと

いうことで浮かび上がってくると。その上がってきた子供たちについて先生方が、この子の状況って今大丈夫なんかなという話合いの材料をつくっていく、そのようなシステムです。

これが今までであれば、学級担任が自分で、最近ちょっとこの子が気になるんですけどということで学年会議に上げている。それを、担任によってスキルが今は変わってきていますので、一定の基礎情報を担任がチェックを入れていくことで、学年会議で上げていく子供を自動的にリストアップしてくれる、そういうシステムです。

教育委員（山田順久）

先生方の事務の軽減であったりとかいろんな幅広い視点で、それぞれの子供たちのちょっと心配やなところを取り上げて、そしてそれを焦点化していくというふうなものというふうに認識していたらいいんですね。

教育監（寺下憲志）

そういうことです。

教育委員（山田順久）

A Iが判断をしてというのが、ちょっと引っかかるというか、やはり担任の先生が、子供のちょっとした表情なり、ちょっとした言動の変化であったりとか、いろんなことに気づく、それが例えば養護教諭だったらこういうところに気づいた、担任はこう気づいた、ほかの担当の先生はここのちょっと不安な点を気づいたというふうな中で、この子供はどうなんやろう、どんなふうに支援していったらいいんやろうというふうな形になると思うんですけども。

補足的に助けるという、そういうシステムだという認識でいいんですね。

教育長（竹谷好弘）

はい。

教育監（寺下憲志）

従来でしたら担任だけが考えていたやつを、

養護教諭も同じ子供を見ながら、この子保健室に来ているからチェック入れておこうとかいうの、全員が1つのフォーマットにチェックしていくんです。チェックが多い子供であればあるほどいろんな視点でリスクがあるわけだから、この子についてはまずはみんなで考えていきましょう。ところが、それが今までの生徒指導の会議やったら、まず俎上に上がってくるのが担任が最近気になるんですけども、それがフォーマットの中でチェックで自動的に、まずこの子らについて考えましょうというリストを上げてくる、そこに意味があると。チェックの数によってA Iが判定する、リスクのある可能性がありますよというのをA Iが一義的に判定する、そういうシステムです。

教育委員（山田順久）

従前も、養護教諭の方が気になる生徒だったりとか、ほかの担当以外の方が気になるようなことは上がっていたと思うんですけども、そういうのをシステム化して手助けをするというふうに考えていいですね。

教育監（寺下憲志）

はい、そのとおりでございます。

教育委員（山田順久）

何かA Iが判断して教員に促すみたいな表現になっているので、ちょっとそれでは、学校の先生がやっぱり主体的に子供の細かい変化を見ていただきたいというのが私の要望です。

教育長（竹谷好弘）

井上委員。

教育委員（井上寿美）

今の山田委員の意見に多分近いのかもしれませんが、本当に教員の負担軽減になるかどうかというのはやはり慎重であるべきなのかな。というのは、もちろん今ご説明があったように教員の力量も様々なので、力量のない先生、ないという失礼ですね、これから力量をつけてい

かれる先生にとっては恐らく助けなのかもしれませんが、朝ぱっと教室に入って敏感に把握できる先生にしてみたら、この入力をしていくということというのはなかなか大変な作業かなと思いますし、同時に、これから力量をつけていかれる先生は、ぱっと見たときに本当はチェックしなければならぬ子供の変化をチェックできるのかなということも思ってみたりすることがあります。

今、私最初は、子供が自分の健康状況を、よくありますよね、今日の気分と入力していく、あのタイプなのかなと思ったら、先生がご覧になってということなので、じゃそれで把握できなかったら結局このシステムが有効活用できるんだろうかということも少し思いましたので、今、導入されようとしているこのシステムが本当にこれでいいのか、全く導入をしてはいけないという意見でもないです、何かの手助けになれば、もちろんこの時代ですので、いろんなものを利用していただけたらいいけど、やっぱり教員の負担軽減等、子供の側が自分で何か入力できるというのもちょっとご検討いただけたらなんてことを思いながら、山田委員の懸念事項をそうそうとうなずきながら聞かせていただいております。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

寺下教育監。

教育監（寺下憲志）

このシステムを利用するのはおおむね学期に1回の会議、大きな会議の資料にしていくためにやるんです。だから、そんな毎日、毎日、学級担任が入力するようなものではないんです。日々の子供の様子は当然学級担任が見ていただいたり、教科指導の担任が見ていくことにはなるんですけども、学期に1回、学校全体で全ての子供たちの状況を管理職も入って、これま

ででしたらそれぞれの学年で一部取り上げられた子供だけを見ていたのを、1回全員の状況を見てみよう、その全員の状況を見るためには、一義的にはまずは担任が今の状況を見て、これチェックというのは、文章を入力するわけじゃなくて、もう本当に瞬発力で、あ、この子ちょっと服装のことで気になります、最近の発言気になりますと、これ1クラスつけるのにおおむね10分かかるかどうかぐらいのチェック項目になっているんです。それを養護教諭は養護教諭の視点でチェックをしていくと。そこでついたところから浮かび上がってきた子供に対して学年が会議すると。その学年会議の中で一旦全員でAIが浮かび上がらせてきた子供を見たときに、おいおい、もうちょっとこの子はやっぱり要るん違うか、そこで一応、アナログ的なといいますが、教職員の視点でさらにそこでスクリーニングかかると。一義的にそこをAIが判断してもらおう。AIが判断することで、担任の先生だけのチェックでは入っていないけれども、ほかの項目のチェックからこの子も見えていくべきではないかという判定をAIがすると。それで上がった子供に対して、管理職が入った学校全体の会議の中で、じゃこの子は関係機関につなぐべきなのか、それともこの子は大阪狭山市での要対協に上げていくべき子供なのか、はたまた校内ケース会議で済むのかという、そういう校内会議での資料をつくっていく。そういう視点です。

あと、井上委員が言っていた日々の子供の状況を子供が入力するようなそういうものと、今、導入していこうというこのAIスクリーニングシステムとの連携については、今、大阪公立大学と話をしながら、そういうシステムを今後組んでいけないかということは協議を進めているところ。いずれにせよ、やっぱり子供のそういう日々の自分の変化を入れるというも

のも大事だと考えていますので、今後それについてもやっていければというふうに考えております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

そしたら、ほかに何か、当初予算ですね、教育委員会関係、何かご質問等ありませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第8、報告第8号、令和5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計予算（教育委員会関係）は承認されました。

本日の議案は以上でございます。

かなり多くの議案でしたけれども、会議進行、ご協力ありがとうございました。

これをもちまして本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員